

第3回

学びの多様化学校等のあり方に係る
有識者等会議

学校の基本的方向性

目指す学校の姿（コンセプト）

- ・コンフォートゾーンからストレッチゾーンに一步踏み出すチャレンジができ、失敗してもまた安心してチャレンジできる、ということがコンセプトに表現できると、ナゴヤ学びのコンパスを受けた名古屋らしい学校になる。
- ・この学校は、不登校施策や学びの多様化を推進する重要な役割を担っており、その取り組みを全市内に共有するのであれば、一般校からあまりにもかけ離れたものではない。一般校とも共有できる目標を掲げ、教育課程の編成等の中で、この学校で重視する部分を見出ししていけたらよい。
- ・「安心」はあまりにも重要で基礎・基本となるものであり、最終目的に置いてしまうと達成できた後の指針が不明確になってしまう。この学校でないと体験できないことをコンセプトに挙げるべき。10年後、20年後にも色あせない独自性と普遍性をもったコンセプトにできるとよい。
- ・名古屋市がどういった学校を目指すのかを表すとともに、この学校が不登校支援の重要な役割を担うとすれば、全ての不登校支援の対象となる子どもへのメッセージを示すことができるものがよい。
- ・「子どもたちの気づきを大切にし、じっくり待ってあげられる学校」、そういったことが、子どもや保護者に伝わるコンセプトがよい。
- ・学校であるなら、「安心」だけでなく、子どもの成長を促すことが必要。この学校が、どういう状況の子どもを対象にするのか、そして、他の市立学校に何を共有するのかを決めないと、学校のコンセプトを考えることは難しい。
- ・不登校施策と学びの多様化推進施策の二つの円が重なる部分に、この学校のコンセプトが存在する。
- ・ひとりひとりの安全安心を確保しながら挑戦へと繋がるアプローチ・支援策をこの学びの多様化学校では充実できるかもしれない。それがメッセージとして伝わるとよい。
- ・「ききあう、まざる」は社会性、「きめる、ひたる」は多様な学びに関わるとすると、京都市立洛風中学校の『「学び」と「育ち」の場』というコンセプトは名古屋市の考えとも合致すると感じた。

目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能）

- ・地域の人と「まざる」ことは大切。地域の行事に子どもも教職員も参加できる機会があるとよい。
- ・オンライン教材の活用により、オンラインで子ども自身が時間を設定し学ぶことや、対面またはオンラインでの対話も含めたハイブリッド型の学びを用意できると、学びの多様化学校に在籍する子ども以外の子どもにも、相当メリットがある。
- ・学びの多様化は「個別最適化」が推進されることであり、子ども自身が選択できる余地が豊かにあることが必要であるため、登校時間や総授業時間も全員一律ではなく、子どもが選択できるというところまで、踏み込んでほしい。
- ・「まざる」の部分に、インクルーシブ教育の視点が必要。個別最適化を進めれば、特別支援教育の対象となる子どもたちをインクルーシブできる学校を作ることができる。
- ・この学校では、子どもの個々の状況に応じた、オーダーメイドの教育活動が行われるとよい。その取組を全市立学校に共有するには、現在の教員配置と総授業時間数では限界があるため、教育制度の条件整備も含めて進めてほしい。
- ・安心と挑戦、個別と協働という軸が、4つの機能それぞれのなかに十分意識して組み込まれることは重要である
- ・「あんしん」にあるような学習場所、学び方も選べることも、「きめる」でも示されるとよい。進路指導についても具体的にこのようなことを考えている、ということを示していけるとよい。
- ・4つの視点それぞれに多様性を含んでおり、例えば、「ひたる」でも、特定のテーマに没頭するのか、様々なテーマに没頭するのか、で相当異なる。4つの学校づくりの視点は学びの多様化学校への議論の軸としてはとてもよく、今後も議論を重ねていきたい。

不登校施策と学びの多様化推進の重要な役割を担う学校として、その取り組みやエッセンスを全市へ共有するという観点から、「安全安心」を重要な土台としつつ、どのような子どもを対象とし、どのような機能や特色を持たせるのかを整理し、改めてコンセプトと機能を検討する。

本日の議題 「C 学校の枠組み」

ご意見をいただく具体的な内容

A 本市の不登校施策における学びの多様化学校の位置付けや意義

- ・ 校内の教室以外の居場所や教育支援センターをはじめとした、本市の各種不登校施策との役割の整理や連携
- ・ 本市における学びの多様化学校設置の意義 等

B 学校の基本的方向性

- ・ 目指す学校の姿（コンセプト）
- ・ 目指す学校の姿の実現に向けた学校づくりの視点（機能） 等

C 学校の枠組み

- ・ 対象となる児童生徒の範囲、対象学年、設置形態、学校規模、転入学時期 等

学校の枠組み

対象となる児童生徒の範囲

～他都市の事例～

※各都市ウェブサイトより抜粋

岐阜県岐阜市立草潤中学校（R3開設）

次の全ての要件を満たす者

- 岐阜市在住の中学校第1学年から中学校第3学年までの生徒
- 現在不登校状態である者、または不登校を経験した者
- 本人に学習意欲があり、保護者の理解がある者

京都府京都市立洛風中学校（H16開設）

次の全ての要件を満たす者

- 京都市立小学校（小中学校前期課程含む）6年生又は京都市立中学校（小中学校後期課程含む）に在籍し、不登校・不登校傾向にある者
- 転入学希望者及び保護者の住所が、京都市の区域内又は八幡市八幡長町、八幡樋ノ口及び川口高原並びに久御山町大橋辺にある者

学校の枠組み

対象となる児童生徒の範囲

～他都市の事例～

※各都市ウェブサイトより抜粋

大阪市立心和中学校（R6開設）

大阪市立中学校または義務教育学校後期課程に在籍し、不登校または不登校傾向にあり、本校への登校意欲がある生徒のうち、次の全ての要件を満たす者

- 在籍校での支援に加え、教育支援センターやフリースクール等の支援を受けているものの、在籍校への登校が困難な者
- 心和中学校の教育課程を理解したうえで、本人、保護者ともに転入を希望する者
- 心和中学校で卒業まで学習を進めていくことを希望する者（元の在籍校への転学は原則認めない）
- 保護者の責任のもと、安全な登下校が可能な者
- 心和中学校への転入により、環境を変えることで登校が可能になると在籍校長に判断された者
- 教育委員会事務局により、心和中学校への転入が適当であると判定された者

八王子市立高尾山学園（H16開設）

次の全ての条件を満たす者

- 八王子市在住（八王子市内に住所を有する）の小学校第4学年から中学校第3学年までの児童生徒
- 病気または経済的な理由以外で年間30日以上欠席、または保健室や相談室、適応指導教室等に通っており、現在もその状態が続いていること

学校の枠組み

対象となる児童生徒の範囲

～他都市の事例～

※各都市ウェブサイトより抜粋

宮城県白石市立白石南小学校・白石南中学校（R5開設）

次の全ての要件を満たす者

- 白石市在住の小学校第1学年から中学校第3学年までの児童生徒
- 病気や経済的な理由を除き、年間30日以上欠席、または、保健室や相談室、けやき教室や教育支援センター等に通う児童生徒
- 白石市教育支援センター（子どもの心のケアハウス）とのつながり
- 児童生徒に本校へ登校しようとする意欲、興味・関心があることまた、保護者の理解も確認できること

大分県玖珠町立くす若草小中学校（R6開設）

- 玖珠町在住の小学校第1学年から中学校第3学年までの児童生徒（※）
- 病気や経済的な理由を除いた年間30日以上欠席若しくは不登校傾向にある又は不登校になるおそれがあると認められる者
- 児童生徒に本校へ登校しようとする意欲があり、保護者の理解も確認できること
- 上記を全て満たしている児童生徒のうち、玖珠町教育長が認める者

※ただし、玖珠町以外の市町村に住所を有する児童生徒が区域外就学を希望する場合、当該児童生徒が住所を有する市町村の教育委員会と玖珠町教育委員会の協議によりこれを認めることができる。

学校の枠組み

対象となる児童生徒の範囲

A

不登校状態である児童生徒

原則として、文部科学省の調査における基準※等の明確な基準を設け、その基準に則り、不登校状態であると判断した児童生徒。

※「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校」の基準：何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く。）

B

不登校傾向が見られる児童生徒

A のような基準に該当しない児童生徒であっても、不登校傾向が見られ、その後不登校となる蓋然性が高いと考えられる場合は、対象となり得る。

（B に該当する児童生徒の例）

- ・ 登校することができるが、在籍学級に入ることができず、保健室や相談室で特定の教職員や友だちとしか関わることができない児童生徒
- ・ 在籍校に登校することができず、教育支援センターやフリースクール等に通所している児童生徒
- ・ 強い特性等から不登校傾向にあり、弾力的な教育課程の下で個人の特性を最大限に生かした学習活動を希望する児童生徒

【考慮すべき要素】

- ①左記のA又はBに該当すること
- ②児童生徒に本校で学ぶ意欲、興味・関心があること（本校が目指す子ども像とも関連）
- ③保護者の理解があること
- ④教育支援センターとの連携の必要性

学校の枠組み

目指す子ども像



自分らしくいられる
(≡ありのままの自分を受け入れてもらえる)

多様な価値観を認め合うことができる



自分なりにチャレンジ

学校の枠組み

対象学年・学級数・人数・転入学の時期

～他都市の事例～

※各都市ウェブサイトより抜粋

岐阜県岐阜市立草潤中学校（R3開設）R6.4.1現在

【対象学年】 中学校1年生から中学校3年生
【学級数】 3クラス（中学校1年生、2年生、3年生）
【人数】 46人（中1:12人、中2:16人、中3:18人）
【転入学の時期】 4月

京都府京都市立洛風中学校（H16開設）R5.4.1現在

【対象学年】 中学校1年生から中学校3年生
【学級数】 3クラス（中学校1年生、2年生、3年生）
【人数】 47人（中1:7人、中2:18人、中3:22人）
【転入学の時期】 5月

大阪市立心和中学校（R6開設）R6.4.1現在

【対象学年】 中学校1年生から中学校3年生
【学級数】 2クラス（中学校2年生、3年生）※1年生の転入は後期のみ
【人数】 26人※定員40人（中2:6人、中3:20人）
【転入学の時期】 4月（前期）又は10月（後期）

学校の枠組み

対象学年・学級数・人数・転入学の時期

～他都市の事例～

※各都市ウェブサイトより抜粋

八王子市立高尾山学園（H16開設） R5.4.1現在

- 【対象学年】 小学校4年生から中学校3年生
【学級数】 5クラス（小学校2クラス、中学校3クラス）
【人数】 67人（小学生4人、中学生63人）
【転入学の時期】 随時
- 【小学校4年生・5年生・6年生、中学校1年生、2年生、3年生】
【小4:1人、小5:2人、小6:1人、中1:12人、中2:23人、中3:28人】

宮城県白石市立白石南小学校・白石南中学校（R5開設） R6.6.1現在

- 【対象学年】 小学校1年生から中学校3年生
【学級数】 5クラス（小学校2クラス、中学校3クラス）
【人数】 28人（小学生11人、中学生17人）
【転入学の時期】 随時
- 【小学校2～4年生、5～6年生、中学校1年生、2年生、3年生】
【小2:1人、小4:2人、小5:1人、小6:7人、中1:4人、中2:8人、中3:5人】

大分県玖珠町立くす若草小中学校（R6開設） R6.7.1現在

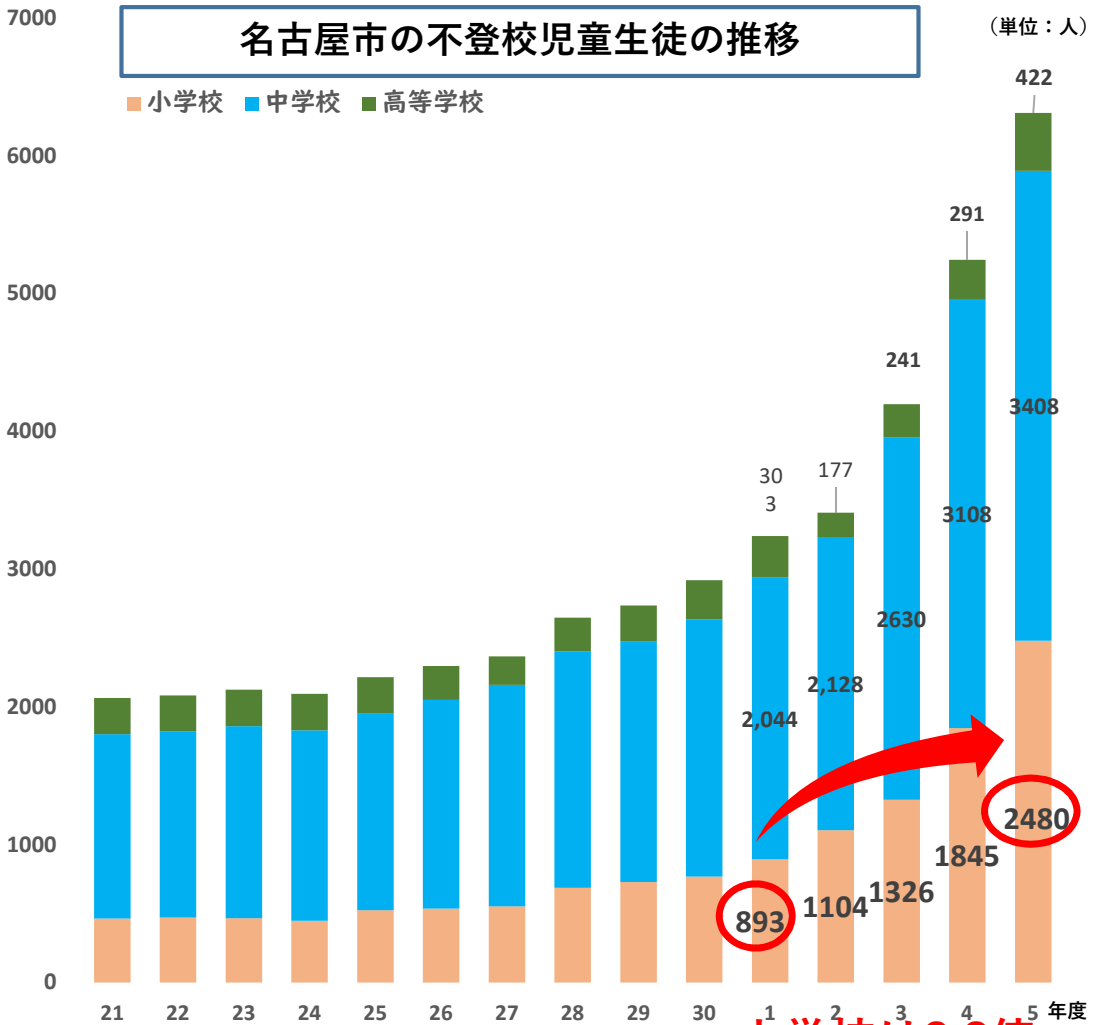
- 【対象学年】 小学校1年生から中学校3年生
【学級数】 3クラス（1年生・2年生・3年生、4年生・5年生・6年生、7年生・8年生・9年生）
【人数】 21人（小学生5人、中学生16人）
【転入学の時期】 随時
- 【小3:1人、小4:1人、小5:1人、小6:2人、中1:2人、中2:5人、中3:9人】

学校の枠組み

対象学年・学級数・人数・転入学の時期

名古屋市の不登校児童生徒の推移

小学校 中学校 高等学校



小学校は2.8倍

小学校低学年は3倍以上

(単位：人)

区分		R1	R2	R3	R4	R5	R1→5 比率
小学校	1年	67	72	81	142	199	3.0倍
	2年	75	101	123	190	285	3.8倍
	3年	106	146	171	246	350	3.3倍
	4年	173	175	247	318	430	2.5倍
	5年	207	260	296	427	535	2.6倍
	6年	265	349	408	522	681	2.6倍
	計	893	1,103	1,326	1,845	2,480	2.8倍
中学校	1年	574	589	778	868	932	1.6倍
	2年	709	829	967	1,180	1,238	1.7倍
	3年	761	709	885	1,060	1,238	1.6倍
	計	2,044	2,127	2,630	3,108	3,408	1.7倍
小中計		2,937	3,230	3,956	4,953	5,888	2倍

学校の枠組み

対象学年・学級数・人数・転入学の時期

緩和すべきギャップ

参考：文部科学省「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」（平成28年12月26日）

- ▲ 不登校等の諸課題が大幅に増える、いわゆる「中1ギャップ」
- ▲ 学習内容も高度になり量も増加。教科担任制により学ぶ内容はより専門的に
- ▲ 中では小と比べて規則に基づいたより厳しい生徒指導がなされる傾向 など

子どもたちの**人間関係や生活の変化が同時期に生じる**ことや、小学校段階からの学習面でのつまずきの蓄積など、少なからず生徒に精神的・身体的負担を生じさせている

- ・ 児童生徒の実態を踏まえ「必要な段差」と「不必要な段差」の精査
- ・ 段差の総量を調整(中1で初めて出会う事柄の数を減らし、他学年に分散させる等)

学校の枠組み

対象学年・学級数・人数・転入学の時期

【対象学年】

- 不登校児童生徒数の数は、**中学校入学後に急増**する。
また、直近5年で**小学生の増加率が約2.8倍と高く**、特に**小学校低学年の増加率が顕著で3倍以上**であり、小学生の支援も急務である。そのため、**小学生（低学年から）及び中学生が転入学できる、学びの多様化学校が必要**である。
- そして、不登校等の諸課題が大幅に増える、いわゆる「中1ギャップ」にも配慮し、その段差にも配慮した教育課程を編成した**小中一貫校**とすることにより、9年間を通して、児童生徒の一人一人の思いや願いに応じた多様な学びを提供することができる。
(児童生徒が望めば、在籍の小中学校へ転校・進学することも可能とする)

【学級数、人数】

- 多様な背景を持つ児童生徒一人一人のその時々の思いや願いを尊重し、きめ細やかな学びの場・学びの機会を提供するため、**少人数の学級を編成**する。(学級数は庁舎のキャパシティ等から検討)

【転入学の時期】

- 多くの転入学希望者が想定されるため、転入学の時期は**年1回を原則**とするが、**応募状況を踏まえ検討**する。

学校の枠組み

設置のあり方

- 令和5年度には、本市の不登校児童生徒は5,888人になり、学びの多様化学校を1校設置したとしても、**その数パーセントの児童生徒しか転入学できない。**
- また、市立学びの多様化学校が、本市の不登校施策及び学びの多様化推進の重要な役割を担い、その取り組みやエッセンスを全市へ共有するためには、当該学校で経験した**教職員の人事交流**などを検討する必要があるが、**1校だけでは物理的な限界**がある。
- そのため、全市立学校における不登校施策及び学びの多様化の迅速な推進という観点からも、**複数校の設置も視野に入れて検討する必要がある。**
- 設置場所については、迅速かつ効率的な設置という点を鑑み、**学校の統廃合等により、使用可能となった施設の活用**を検討する。